

ります。

このほかにも、保険料徴収上の問題、低所得者対策、介護報酬の設定など数々の課題が指摘されていますが、実は介護保険法では詳細な判断や区分などが政令や省令等に任されることとなっています。これから国の審議会で議論が開始する部分が多いことから、現実的な姿が見えてこない、諸準備を進めながら対応法策を講じていく

部分や実際に制度を運用しながら改善されていく部分やあると言われています。

いずれにしても、今後、市町村が策定する介護保険事業計画やその他の諸準備を進めていく中で十分な対応策を講じていく必要があります。県としても残された2年程度の準備期間でどのように取り組むかが、本県の高齢者介護の成否を握っていると考えています。

介護保険法成立をめぐる

：訪問看護ステーションの問題

《政、省令検討中の300項目に期待を寄せて》

花岡 姿子

徳島市医師会

訪問看護ステーション

公的介護保険法が、昨年12月9日20時50分、多くの問題点の積残しを指摘されながら成立する。

翌日、朝刊のトップは2000年度から保険料徴収を揚げて、申し込みは、手続きは、利用者負担は等々、官報を分かり易く解説したり、専門家、学者、有識者のそれぞれの検証と介護保険によるサービス提供機関となる現場スタッフの切実な問題提起や、介護認定のプロセスまで踏み込んだ認定不服申し立て、保険料滞納者への罰則の規定、介護保険法成立後も100或いは300項目を超えるというまだ検討中の政、省令、平成11年9月介護保険実質スタートに向けて、財源の未知数部分、人の基盤整備の絶対的不足、編集のまとめには、生活者の側から見た師走を往く街の“声”も世代別に聞き、介護保険は『老いの安心』なお遠い、としめくり厚生省が100年の計として『社会保障制度』の変革と位置づけた『公的介護保険』の全容が初めて国民に紹介された。我々訪問看護婦が介護保険法成立で残念に思う事は、国民的な議論がなされなかったと感じる事である。国民とは寝たきり老人、改善する希望が持てない障害者、低所得で老人が老人を介護するもろい在宅療養者、虚弱な年金生活者等を含めてという意味である。

たしかに介護保険が、産声をあげようとした頃、日本は一連のサリン事件、阪神淡路大震災、エイズ被害問題、神戸学童の痛ましい事件、大企業や銀行倒産、近くは介護保険成立前夜に地球温暖化防止国際会議議長国など、

かって我が国が経験しない事柄が、介護保険に議論の時間を与えず一気に通り過ぎたという不運も重なったかも知れません。厚生省は議論は尽くした、ワーキングチームにより全国公聴会も6回、国民的インホームドコンセントは充分との見解である。厚生省が欧米福祉先進国にも学び研究し、社会保障制度としての介護保険の趣旨、理念にその英知を結集し又サービスを現金給付とせず、直接サービスを提供するとしたシステムは、国情に見合った選択として評価する。

さて訪問看護ステーションが介護保険サービス提供機関となり、加えて看護婦もケアマネジャーの受験資格も与えられた。介護保険は訪問看護ステーションの懸案であった『老人医療保険』と介護保険の併用の名文がなく、介護保険法成立を最大歓迎した訪問看護ステーションは、いま少し失望へと変わりつつある。指定訪問看護制度発足当初は“男は黙ってサッポロビール、としより黙って訪問看護”とささやかれ、訪問看護職の質と力量への不安はしばらく続いたが、今日在宅医療の中核としての役割はかかりつけ医師の訪問診療に次ぐ存在となり、当然、量的或いはその他の多くの役割ではかかりつけ医師をも凌駕している。在宅療養者の重症化はステーションがスタートした、5年前の比ではなく在宅ターミナルケアも患者さんの強い意思となって増えつつある。介護保険時代の平成12年にも地域医療の医師のもとで、訪問看護婦は在宅療養者の期待と信頼を担い続けたいと願ひ、

緊急時や病状悪化に、認定介護保険利用から老人医療保健への移行は柔軟に機能して、タイムリーな処置と看護が出来る事を希望する。老人医療費の適正化構想は、抑制化対策でなければ成立しえない事は明白である。そこで利用者へのサービスが看護婦はヘルパーにヘルパーはインホームサービスの名の下に、家族に置き換えられない事を強く願うものである。最後に世界で最初の介護保険とケアマネジャーのドッキングは大きな波紋を呼んでいる。看護婦のケアマネジャーは、職域拡大としても歓迎され、一方ケアマネジャーの受験に向

けて、現場は氾濫する情報に、少なからずの混乱さえある。ハードスケジュールの職場から受験ゼミを求めて、東奔西走するには多少の疑問を感じている。在宅の医療・福祉に、関わる少なくとも看護職は、今ここで日夜に実施している業務が、ケアマネジャーに、遠く隔たりがある事とは思えません。それよりも平成11年9月まで、どのような姿に介護保険が成長するのか見守り育てる事も、ケアマネジャーを志す在宅医療に従事する看護職の役割のような気がする。